

番号	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	ページ	項番	項目		
1	要求水準書（案）	1	1－2．（3）	委託期間・スケジュール（予定）	「業務引継ぎに要する費用は、委託者又は委託者の指定する者及び受託者が、それぞれ負担するものとする。」と記載がありますが、例えばどのような場合に受託者が費用を負担するのでしょうか。	主に引継ぎにおける人件費・旅費等を想定しています。
2	要求水準書（案）	2	1－2．（5）（ア） （4）	データ管理業務	データ管理業務の対象は、本事業で実施する点検・調査、修繕及び緊急時対応等の結果のみという理解でよいでしょうか。	統括管理業務の範囲ではご認識の通りです。ただし、ストックマネジメント計画策定に必要なデータをご判断いただいた上でのデータ収集・管理をお願いいたします。また、本委託の対象施設に関して市が実施する点検・整備等があった場合には、当該点検・整備等に関する情報も対象となります。 なお、水量、水質データ等の運転維持管理に係るデータについては、運転管理業務として管理をお願いいたします。 ただし、システム導入の検討を進めており、上記業務内容は現時点での想定となります。今後システム構成等を踏まえ受託者と協議の上決定とします。
3	要求水準書（案）	2	1－2．（5）（ア） （5）	B C P 作成支援・協力	B C P の策定は委託者であり、本事業では B C P を策定しないという理解でよいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	要求水準書（案）	2	1－2．（5）（イ）	【表1-1】運転管理業務項目における（2）	既存SM計画において、状態監視保全に位置付けられた資産（土木の防食、建築の仕上（外装）、防水、外部建具など）の目視点検は運転管理業務項目の「保守点検・整備事業」には含まれないのでしょうか。	ストックマネジメント計画において状態監視保全に位置付けられた資産の目視点検も保守点検・整備事業の業務に含まれます。
5	要求水準書（案）	4	1－2．（5）（ウ） （1）	ストックマネジメント計画策定業務	「ストックマネジメント実施計画（第Ⅲ期および第Ⅳ期の計2回）の申請を行うことを目的とする」と記載がありますが、計画の申請は委託者に行っていただくという理解でよいでしょうか。	ご理解の通りです。 県との協議・説明等、必要に応じて同行いただくこともあります。
6	要求水準書（案）	4	1－2．（5）（ウ） （1）	ストックマネジメント計画策定業務	「ストックマネジメント計画については、運転管理業務で得られた施設の点検情報などを活用し、「管理・更新一体マネジメント方式」の趣旨に沿った内容として策定すること」と記載がありますが、「「管理・更新一体マネジメント方式」の趣旨」につきまして、詳細な説明の記載をお願いいたします。	委託期間にわたって実施する維持管理業務等を通して得られる維持管理上の気づき事項や受託者のノウハウを活用して更新計画を策定し、また更に効率的・効果的な維持管理が行われることを期待しています。
7	要求水準書（案）	13	2－3．	5 箇年業務実施計画書	後期 5 箇年業務実施計画書の提出時期はいつでしょうか。 例えば、ストックマネジメント計画（第Ⅳ期）は後期 5 箇年に策定予定となりますが、ストックマネジメント計画（第Ⅲ期）の内容が確定してからでないと、ストックマネジメント計画（第Ⅳ期）策定の内容につきましては、業務実施計画の策定が難しいと考えています。	後期 5 箇年業務実施計画書は令和13年度末までにご提出ください。
8	要求水準書（案）	13	2－4．（1）（オ）	記載事項	「その他委託者若しくは受託者が必要とする計画・内容等に関する事項」と記載がありますが、現時点で想定されている計画・内容等がありましたら、教えてください。	現時点で想定する計画・内容等はありません。今後、委託者側の発注工事や協議会等が計画される可能性があります。
9	要求水準書（案）	15	2－6．（3）	定期修繕実施計画書	「年間修繕計画書」と「定期修繕実施計画書」は同一の計画書でしょうか。異なる場合には、それぞれの計画書の内容につきまして教えてください。	「年間修繕計画書」と「定期修繕実施計画書」は同一の計画書ではございません。「年間修繕計画書」は、当該年度に実施する修繕の計画を取りまとめたものを指します。 「定期修繕実施計画書」は、個別の修繕における工法、方法、安全管理、運転操作変更などに関する計画書を指します。
10	要求水準書（案）	16	3－2．（4）（ア）	データ管理業務	「委託者が管理する施設管理台帳システム」の詳細な情報について教えてください。	後日要求水準書にてお示しいたします。
11	要求水準書（案）	20	4－2．（1）（ア） （5）②	施設管理に関する業務	「前記ア」と記載がありますが、「前記①」の誤りでしょうか。	誤記です。「前記①」に訂正します。
12	要求水準書（案）	22	4－2．（1）（ア） （10）①	物品等（ユーティリティ）の調達および管理に関する業務	「備消耗品」と記載がありますが、誤記でしょうか。	誤記です。「消耗品」に訂正します。
13	要求水準書（案）	28	5－3．（2）（ア） （1）	業務の目的	本事業のストックマネジメント計画の対象は、下水処理場のみであり、管路施設は対象に含まれていないと理解しています。ストックマネジメント実施計画を申請する際には、管路施設のストックマネジメント計画も併せてなると思いますが、処理場と管路施設のストックマネジメント計画の統合は委託者にて実施するという理解で良いでしょうか。	ご認識の通りです。

番号	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	ページ	項番	項目		
14	要求水準書（案）	28	5－3．（2）（ア） （1）	業務の目的	ストックマネジメント実施方針については、委託者より資料提供していただけるという認識で良いでしょうか。	ご認識の通りです。
15	要求水準書（案）	28	5－3．（2）（ア） （2）	業務対象	対象事業の「公共下水道事業・特定環境補残公共下水道」は、「公共下水道事業・特定環境保全公共下水道」の誤りでしょうか。	誤記です。「特定環境保全公共下水道」に訂正します。
16	要求水準書（案）	28	5－3．（2）（ア） （2）	業務対象	設計条件は「別途示すとおりとする」と記載がありますが、令和7年11月に公表されるという理解でよいでしょうか。	令和7年度に再構築計画を策定しているため、令和7年度末に可能な範囲で情報提供を予定しております。
17	要求水準書（案）	28	5－3．（2）（イ） （2）	修繕・改築計画の策定	「概ね5～7年程度における改築の優先順位」と記載がありますが、ストックマネジメント計画は5か年で計画するのが一般的と認識しております。「概ね5～7年程度」とあいまいな表現にしている理由はありますでしょうか。	5年とします。要求水準書の表記も「5年」に変更します。
18	要求水準書（案）	30	5－3．（2）（オ） （1）②	その他特記事項	ストックマネジメント計画（第Ⅲ期）は令和12年10月31日までに申請を実施すると記載がありますが、4月から検討を開始いたしますと、7か月で計画を策定することになります。他都市では概ね該当年内に計画策定をすることが一般的かと考えておりますが、10月までに申請を実施する理由はございますか。 また、10月までに申請を実施する場合、計画検討期間の時間を確保するために、前年度から業務を開始しても良いでしょうか。（第Ⅲ期の計画策定については令和11年度から検討を開始するイメージ）	県への提出が10～11月頃となるため、10月までとしています。年度で区切る意図はありません。 前年度から業務を開始いただくことは全く問題ありません。
19	要求水準書（案）	31	5－4．①	計画策定業務に関する その他の要求水準	日本下水道事業団からの問い合わせや指示に対して、どの程度の指示にまで対応するのでしょうか。ストックマネジメント計画申請の変更を行う必要が生じた場合には、本事業にて対応するのでしょうか。 また、長寿命化検討（LCC検討）の見直し（メーカー単価からJS単価等へ見直し）が生じた場合には、本事業内で対応することになるのでしょうか。	日本下水道事業団との窓口は本市が担います。事業団からの修正依頼等があった場合に受託者に修正対応を依頼する場合があります。 長寿命化検討（LCC検討）の見直しが生じた場合については、適宜本市にご協力いただきたい意図になりますので、要求水準書中の本記載を意図に合わせて変更します。
20	別記5 リスク分担表 （案）	1		物価・金利変動リスク	・「一定割合を超える部分」は協議、とのことですが、一定割合内の変動については受託者が負担することを想定されていますでしょうか。社会経済情勢が物価上昇局面にあるため、受託者にリスクが寄せられすぎているものと考えますが、どのようにお考えでしょうか。多くのPPP事業において、一定割合を超える物価変動があった場合、一定割合内についても変更対象としている（例：一定割合が±1%の場合、物価変動が+1.5%の場合は、+0.5%ではなく、+1.5%の対価を支払う）と理解しております。 ・「一定割合を超える部分」は協議、とのことですが、なにを協議する想定か教えてください。【下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン】に記載のとおり、「事業期間中に基準以上の変動が生じた場合、自動的に計算式に当てはめ、追加費用が算出できるような規定にしておく」べきと考えます。	一定割合として±1.5%を想定しており、記載内容を修正します。なお、人件費は令和7年度の人工単価（電工）、薬品費（高分子凝集剤、次亜塩、固形塩素、ポリ鉄）は委託者が取得した令和8年度の予定単価での契約を想定しています。 1.5%以上の変動があった場合に、それを上回る変動部分について清算の対象とします。
21	公募型プロポーザル実施要領（案）	14	6．1 プロポーザル参加資格	（4）単独企業の場合 の参加資格要件①カ	「1名以上専任し常駐させること。」とありますが、 ・1級ボイラー技士が常駐した場合にも2級ボイラー技士の常駐は必要でしょうか。 ・第3種電気主任技術者については、第1種、第2種電気主任技術者でも可能と理解してよいでしょうか。 ・第2種電気工事士については、第1種電気工事士でも可能と理解してよいでしょうか。	上位資格であれば問題ありません。常駐職員については検討の上で記載内容を修正します。
22	公募型プロポーザル実施要領（案）	27	10．2 見積もりに当た ったの留意事項	カ	①「薬品調達単価が一定割合以上変動した場合は、委託者と受託者で協議を行い、増減金額について精算することとする。」とありますが、一定割合以上の変動は何をもって証明することが求められますか。 ②「薬品使用量の増減については、費用清算の対象外とする。」とありますが、流入量又は流入水質が一定割合以上変動した場合に伴う薬品使用量の変動については記載がありませんので精算方法について記載してください。	①薬品購入時の領収書、契約書等により確認することを想定しています ②薬品使用量の増減についても、清算対象とするように記載内容を修正します。
23	公募型プロポーザル実施要領（案）	28	第12章 要求水準未 達の場合の措置	1行目	「委託者が実施するモニタリング及びその他の方法によって・・・」とありますが、ここでいう「その他の方法」とはどのようなものを想定されていますでしょうか。	受託者からの報告や、委託者が不定期に実施する巡回等によるものを想定しています。

番号	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	ページ	項番	項目		
24	公募型プロポーザル実施要領（案）	29	14．2 財政上及び金融上の支援に関する事項		「受託者は、委託者が行う交付金申請業務に協力するとともに、会計実地検査等への対応にも協力すること。」とありますが、頻度や程度が不明で当初から見積もることができません。このため、必要が生じた場合には、業務量に応じて精算の対象として頂けると考えてよろしいでしょうか。	計画策定業務の範疇として、本市で実施する資料作成等にご協力いただくことを想定しています（図面作成等）。清算対象となるほどの業務内容・業務量は想定していません。
25	要求水準書（案）	2 及び 16	1－2（5）及び3－2（3）	セルフモニタリング業務	2 ページの（3）セルフモニタリング業務で「委託者が本委託に対して実施するモニタリング業務の対応を行うこと。」とあり、 16 ページの（エ）「委託者が実施する本委託に関するモニタリングに協力すること。」とありますが、この場合、「対応」は45 ページの改善計画書の提出と想定されますが、（エ）の「協力」とは具体的にどのようなことか二つの違いについてご教示願います。	委託者が実施するモニタリングにおいて、報告書等の作成や現地確認の補助等を行うことを想定しておりますが、「協力」を「対応」に統一して訂正いたします。
26	要求水準書（案）	8～10	1－5 技術者及び有資格者等の配置	（1）（2）	統括管理責任者と運転管理統括責任者は「病気、死亡、退職等極めて特別な場合のほかは変更することができない」、副統括管理責任者と運転管理副統括責任者は「正当な理由なく変更することができない」と規定されていますが、持続可能な維持管理体制を民間事業者として確保するためには定期的な社員の交代、技術者の育成は不可欠ですので、発注時の資格要件を満たす同等の社員への変更は承諾していただけますよう要望します。	人材育成も視野に、同等のスキル・資格を持っていれば責任者の変更可とします。ただし、責任者の変更は本市と協議の上とします。
27	要求水準書（案）	11	1．5 技術者及び有資格者等の配置	（3）（ウ）照査技術者	「照査技術者は、相当な技術経験（技術士として3年以上）を有する者とする。」とありますが、基本的に技術士は、技術士法に基づき、科学技術に関する技術的専門知識と高等の専門的応用能力及び豊富な実務経験を有している者に対して与えられる最高峰の国家資格ですので、資格取得後の技術経験を求めないのが一般的かと思われます。また、RCCM資格者の技術経験との整合もありませんので再考を願います。	3 年以上の要件を削除します。
28	要求水準書（案）	14	2－6 年間修繕計画書	（1）記載事項	（ア）及び（イ）に「当該委託年度に定期修繕を実施する」とありますが、この「定期修繕」と「計画修繕」の違いについてご教示願います。	「定期修繕」は、定期的に実施される修繕を指し、「計画修繕」は定期修繕を含め、当該年度に実施を計画している修繕を指します。
29	要求水準書（案）	16	3－2 要求水準	（4）データ管理業務（ア）	「施設管理台帳システムにデータを反映すること。」とありますが、日本下水道施設管理業協会でも当該作業に必要な経費の計上を要望しておりますので、当初又は精算時での経費計上を要望します。	台帳システムへのデータ反映は委託料に計上済みです。保守点検などのデータは受託者が入力することを想定しています。
30	要求水準書（案）	23	表4－1 水処理運転における放流水の要求水準	要求水準	ここに示されている要求水準は、日本下水道協会の「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）による「契約基準」と考えてよろしいでしょうか。 また、各回測定値については「法定基準」を遵守すればよろしいでしょうか。	表4－1に記載の水質は「契約基準」です。各回の測定値は、「法定基準」を順守することはもちろんのこと、「要求水準」として示す月間平均値を順守することが必要です。
31	要求水準書（案）	24	表4－2 汚泥処理に関する要求水準	要求水準	汚泥含水率の最大値については、各月の最大値でしょうか、各回測定値の最大値でしょうかご教示願います。	汚泥含水率の最大値は、「各回測定値の最大値」を意図しています。
32	要求水準書（案）	28 及び 30	5－3	（2）ストックマネジメント計画（第Ⅲ期）策定業務	以下、誤記載かと思いますのでご確認願います。 ・28 ページ （1） 本件施設ついて → 本件施設について （2） 特定環境補残公共下水道 → 特定環境保全公共下水道 ・30 ページ （1） 特定環境補残公共下水道 → 特定環境保全公共下水道	誤記です。「本件施設について」および「特定環境保全公共下水道」に訂正します。
33	要求水準書（案）	32	6－1	（1）委託者による準備	（イ）「委託者及び受託者は、（中略）委託者と打合せを行うものとする。」とありますが、「委託者」とは不要ではないでしょうか。	誤記です。「委託者」との部分削除します。

番号	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	ページ	項番	項目		
34	要求水準書（案）別記資料	別記4 過去5 か年処 理実績	1 松尾浄化管理セン ター～4 和田浄化セ ンター	日平均処理水量	令和6年度の日平均処理水量（33,126m3/日）は、過去4か年の平均（31,923m3/日）と比べて3.8%増加しています。運転管理業務費の積算に不可欠ですので、委託期間における流入水量見込みを年度ごとに示してください。また、流入水量見込みに対して実績が著しく変動した場合の変動費に関する考え方を示してください。 なお、他3処理場についても同様です。	予測水量については、11月に公表する公募資料において公表します。また、変動費については、薬品使用量の増減を清算することとして記載内容を修正します。
35	要求水準書（案）別記資料	別記5 リスク 分担表 （案）	共通	物価・金利変動リスク	「一定割合を超える労務単価の変動」及び「一定割合を超える薬品の調達単価の変動」があった場合に協議対象としてありますが、この一定割合を示してください。また、委託期間中のインフレーション、デフレーション等の金利変動リスクは、受託者側の負担となっていますが、ガイドラインP49にも示されているとおり、通常、受託者が入札時に予測することは不可能ですので委託者側にリスク分担があるものと考えますので再考頂けないでしょうか。	一定割合として±1.5%の増減を想定しており、記載内容を修正します。 金利変動リスクについては、委託者の負担となるよう記載事項を修正します。
36	要求水準書（案）別記資料	別記5 リスク 分担表 （案）	運転・維持管理	流入水量の変動リスク	「現有処理能力の1.5倍以内の流入水量の変動」まで受託者側にリスク分担を求めるのは無理があると考えます。この範囲まで適正な処理が可能と判断される根拠を示してください。 ごく短時間の流入量の増加とするなど、適切な流入基準の設定とリスク分担の公平性を確保して頂けないでしょうか。	各浄化センターの現有施設能力を基準とするよう、記載内容を修正します。
37	要求水準書（案）別記資料	別記5 リスク 分担表 （案）	運転・維持管理	流入水質の変動リスク	「過年度の実績等から合理的に判断できる範囲内」とありますが、流入水質に関しても適切な流入基準を明確な数値で設定した上で、ごく短時間の流入水質の悪化とするなどリスク分担の公平性を確保して頂けないでしょうか。	各浄化センターの現有施設能力を基準とするよう、記載内容を修正します。
38	要求水準書（案）別記資料	別記5 リスク 分担表 （案）	運転・維持管理	脱水汚泥の含水率に関する要求水準の未達リスク	適切な流入基準を設定した上で、その範囲内の汚泥処理に関しては受注者側がリスク分担を負いますが、流入基準を超えた流入水量、流入水質などの異常流入に対しては、一般的に受注者側は適正処理の努力義務はあるものの要求水準の未達リスクを分担しないのが一般的かと思います。	各浄化センターの現有施設能力を基準とするよう、記載内容を修正します。
39	公募型プロポーザル実施要領（案）	4	第2章 2.10（3）	物価変動への対応	業務で想定される通信、燃料、水道、消耗品の調達や、メーカーや法定点検などの再委託における物価変動についても、別途契約書に定められるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、動力費（電気料金）、光熱水費（水道・ガス）、通信費（ケーブル回線・インターネット回線等）は本市で負担するため対象外となります。ただし、今回の委託で導入する台帳システムについては、クラウドの維持費及び通信費については受託者の負担とします。

番号	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	ページ	項番	項目		
40	公募型プロポーザル実施要領（案）	6	第3章 3.1 (1)	移行期間における業務の引継ぎ	「受託者は、委託者との間で基本協定を締結した後、本委託の開始日までに本件各業務の引継ぎを完了させなければならない。」と記載されています。 同第9章 契約の締結等 には、基本協定の締結は委託契約の締結前とされています。 同第4章 スケジュールには、「委託契約の締結が10月30日」と記載されています。 また、要求水準書（案）第7章 7-2 (2) (ア) には、「契約締結日の翌日から事業引継等が実施できる体制を準備」と記載されており、同7-4 (1) (イ)には、「移行期間は委託開始日から逆算して5カ月以上を原則とする」と記載されています。 各様式に齟齬があるため、移行期間の開始日について、改めて貴市の見解を教示願います。	令和8年11月1日から業務引継を実施することを原則とし、記載事項を修正します。
41	公募型プロポーザル実施要領（案）	6	第3章 3.1 (1)	移行期間における業務の引継ぎ	移行期間に要する受託者の人件費、その他経費は、本委託の費用に含まれるのでしょうか。	移行期間に要する経費も本委託の委託料に含まれます。
42	公募型プロポーザル実施要領（案）	9	5.1 募集に関する留意事項（2）	民間事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方	「委託者は、本委託の受託を希望する民間事業者を広く公募し、業務の透明性及び公平性の確保に配慮した上で受託者を選定する。」とあります。 「業務の透明性及び公平性」とは「選定の透明性及び公正性」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご認識の通りです。
43	公募型プロポーザル実施要領（案）	11	第6章 6.1 (2) オ	応募者の構成等	協力企業は、どの単独企業または応募グループからも業務を受注することができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りで問題ありません。
44	公募型プロポーザル実施要領（案）	12	第6章 6.1 (2) キ	応募者の構成等	「ただし、」以降の文章において、「代表企業や構成企業が参加資格要件を欠く」のように代表企業の追記をお認めいただけないでしょうか。構成企業と同様に代表企業もそのような状況が想定されるためです。	代表企業の変更は原則認めません。
45	公募型プロポーザル実施要領（案）	14	6.1 プロポーザル参加資格（4）	単独企業の場合の参加資格要件 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方	①運転管理業務 イに「現処理能力（晴天日）」とありますが、「晴天日」は、「晴天時」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご認識のとおりです。今後の資料にて修正いたします。
46	公募型プロポーザル実施要領（案）	14	第6章 6.1 (4) ① エ	単独企業の場合の参加資格要件	「（前略）必要な物品調達、施設管理業務等の発注においては、飯田市内に本店を置く事業者と連携して業務を行い、その事業者の育成等に貢献できること。」とありますが、物品によっては、その専門性から市内業者からの調達が困難な場合も考えられます。よって、業務要求水準書第54ページ 13章（4）の記載にあるように「市内業者の活用などに、可能な限り配慮する」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
47	公募型プロポーザル実施要領（案）	14	第6章 6.1 (4) ① オ	単独企業の場合の参加資格要件	「常駐職員は緊急時に居住地から60分以内に勤務地に出動できること」と記載されています。 「常駐職員」とは、要求水準書（案）で常駐が求められている、運転管理統括責任者及び運転管理副統括責任者、電気主任技術者との理解でよろしいでしょうか。 上記の認識とは異なりすべての常駐職員を指す場合、参加資格要件としては、非常に厳しい条件だと考えます。「緊急時に居住地から60分以内に勤務地に出動可能な体制を構築できること。」としていただけないでしょうか。	要件を見直し、「運転管理統括責任者、運転管理副統括責任者、電気主任技術者は緊急時に居住地から松尾浄化管理センターへ概ね60分以内に出勤できること」を要件として、公募資料を修正します。
48	公募型プロポーザル実施要領（案）	14	第6章 6.1 (4) ① カ	単独企業の場合の参加資格要件	資格者については、「自社の社員」と定められています。 一方、要求水準書（案）p10に、電気主任技術者については再委託が認められています。 この場合、第3種電気主任技術者は、「自社の社員」ではなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。	以下の整理とすることを検討していますが、詳細は令和7年11月に公表する公募資料等に記載します。 電気主任技術者を自社社員とする場合は、選任（本委託以外の対象施設以外の兼務も可能）とする。電気主任技術者を再委託する場合は、専任（本委託に専属で対応）とする。なお、選任・専任いずれの場合でも、緊急時には松尾浄化管理センターに概ね60分以内に出勤可能であることを条件として求める。

番号	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	ページ	項番	項目		
49	公募型プロポーザル実施要領（案）	21	7.1 0 技術提案書類の提出（5）（ア）	会社概要	アに「下水道処理施設における包括的運転管理業務の受託実績について記載すること。」とありますが、枚数の指定がありません。レベル2.5 以上の包括的運転管理業務に関する元請実績（5 年以上有する実績）について、H27 年度以降の全ての実績を記載するとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	最新の業務実績について、2 件を上限に記載をお願いします。
50	公募型プロポーザル実施要領（案）	21	7.1 0 技術提案書類の提出（5）（ア）	会社概要	イに「公共下水道ストックマネジメント計画策定業務の受託実績について記載すること。」とありますが、枚数の指定がありません。H27 年度以降の全ての実績を記載するとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	最新の業務実績について、2 件を上限に記載をお願いします。
51	公募型プロポーザル実施要領（案）	21	7.1 0 技術提案書類の提出（5）（エ）	組織体制・人員配置	1)に「常駐職員については居住地を記載すること。」とあります。個人情報でもあるので、「常駐職員は緊急時に居住地から60 分以内に勤務地に出動できること。」の条件があるので、勤務地まで60分以内であるか否かがわかる程度の住所の記載でよろしいでしょうか。ご教示ください。	要件を見直し、「運転管理統括責任者、運転管理副統括責任者、電気主任技術者は緊急時に居住地から松尾浄化管理センターへ概ね60分以内に出勤できること」を要件として、公募資料を修正します。
52	公募型プロポーザル実施要領（案）	24	第8章 8.1	審査委員会の設置	審査委員会及び審査員の構成(飯田市職員、外部の有識者、事務局など)をご教示ください。	審査委員会及び審査員の構成については、11月公表予定の公募資料等で通知します。
53	公募型プロポーザル実施要領（案）	24	第8章 8.2（2）（ア）	第1回審査会(内部審査)	第1回審査会は内部審査とあり、審査員の中でも市職員の方により提案書の評価を実施して点数化するという理解でよろしいですか。	審査の進め方、審査項目・評点等については、11月公表予定の公募資料等で通知します。
54	公募型プロポーザル実施要領（案）	24	第8章 8.2（2）（イ）	第2回審査会(内外部審査)	内外部審査とあり、外部は市職員以外の有識者などと理解します。外部審査員は、第1回審査会とは別に、5月15日までに提出された提案書を事前に審査・点数化し、さらに6月19日のプレゼン、ヒアリングにおいて内容を確認して、事前に点数化したものを見直すということでしょうか。	審査の進め方については、11月公表予定の公募資料等で通知します。
55	公募型プロポーザル実施要領（案）	27	第10章 10.2 ウ	見積もりに当たっての留意事項	令和7年4月時点から、委託契約の締結日である令和8年10月30日の間の変動は加味したうえで契約するという理解でよろしいでしょうか。	人件費は令和7年度の電工単価、薬品費は委託者が取得した令和8年度の予定単価での契約を想定しています。プロポーザル実施要領の記載を修正します。 令和9年4月（事業開始時）から令和10年3月（初年度末）までの間に、上記契約時の単価から±1.5%以上の変動があった場合は、令和10年4月の委託料支払い時に増減分を清算します。 なお、契約前の電工単価変動については、変更なしとし、令和9年度にて変更と考えています。
56	公募型プロポーザル実施要領（案）	27	第10章 10.2 カ	見積もりに当たっての留意事項	「薬品使用量の増減については、費用清算の対象外とする。」とあります。 流入下水量（流入汚水負荷量）の増減により水処理用薬品使用量は増減します。また、汚泥処理薬品であっても、負荷量が増減すれば、汚泥量の増減に伴い薬品使用量も増減するので、費用清算の対象とする必要があると考えます。ご検討ください。	薬品使用量の増減についても、清算対象とするように記載を修正します。
57	公募型プロポーザル実施要領（案）	27	第10章 10.2 カ	見積もりに当たっての留意事項	「薬品調達単価が一定割合以上変動した場合…」と記載されています。 「一定割合」について定量的な指標をお示しください。	契約時（令和8年度予定）の単価から1.5%の増減を想定しております。記載を修正いたします。
58	要求水準書（案）	2	1－2. 委託概要（5）（ア）	(5) B C P 作成支援・協力	「委託者が別途策定するBCPについて、本委託との関係性を考慮して、内容の協議・情報共有を行う。」とあります。本要求水準書（案）の他の文章では「行うこと」が標準的に使用されておりますので、本項も「行うこと」と表現を統一したほうが良いと思料します。ご検討ください。	ご指摘の通り修正いたします。
59	要求水準書（案）	6	第1章1-3（5）（イ）	危機管理対応	「緊急事態における委託者と受託者の窓口は、運転管理統括責任者が担うこととする」とありますが、運転管理統括責任者が不在時を考慮した場合、統括管理責任者も委託者との窓口を追加すること認めて頂けるでしょうか。	問題ございません。
60	要求水準書（案）	7	第1章1-5（3）（ア）	配置技術者	「（前略）高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置すること。また業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置するものとする」とありますが、十分な数については、受託者の裁量による数との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

番号	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	ページ	項番	項目		
61	要求水準書（案）	8	第1章 1-5（1）（ア）	統括管理責任者	（４）で「病気、死亡、退職等極めて特別な場合のほかは変更することができない」とあります。10年間の契約期間においては、人材不足の折、全体の技術力を向上するためにも、異動で人の循環を図ることを考えています。「正当な理由なく変更することができない」程度としていただけないでしょうか。	人材育成も視野に、同等のスキル・資格を持っていれば統括管理責任者の変更は可とします。ただし、変更においては本市と協議の上とします。
62	要求水準書（案）	8	第1章 1-5（1）（ア）	運転管理統括責任者	（４）で「病気、死亡、退職等極めて特別な場合のほかは変更することができない」とあります。10年間の契約期間においては、人材不足の折、全体の技術力を向上するためにも、異動で人の循環を図ることを考えています。「正当な理由なく変更することができない」程度としていただけないでしょうか。	人材育成も視野に、同等のスキル・資格を持っていれば運転管理統括管理責任者の変更は可とします。ただし、変更においては本市と協議の上とします。
63	要求水準書（案）	10	1－5．技術者及び有資格者等の配置（２）	（ウ）電気主任技術者	2)に「受託者は、当該自家用電気工作物の維持及び運用の主体であり、・・・」とあります。これは、受託者が自家用電気工作物の維持及び運用の主体であることから、受託者は「みなし設置者」であり、保安規定の策定や関係官庁への届け出は受託者が行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
64	要求水準書（案）	16	第3章3-2（4）（ア）	データ管理業務	「委託者が管理する施設管理台帳システムにデータを反映すること」とありますが、委託者のシステムを貸与して頂いてデータに反映するということでしょうか。	今回受託者が導入するシステムに入力することを想定しています。システムの更新がされるまでは現行のシステムに入力していただくことを想定しています。 ただし、システム導入の検討を進めており、上記業務内容は現時点での想定となります。今後システム構成等を踏まえ受託者と協議の上決定とします。
65	要求水準書（案）	20	第4章4-2（ア）（4）④	施設管理に関する業務	「受託者は設備の危害、物品等の盗難及び、関係者以外の第三者等の侵入を防止するため本件施設への施錠確認各施設の巡視を行うこと」となっていますが、松尾浄化管理センターでは便宜上日中は門を開けています。日中は開門していることを考慮した文章にして頂きたいです。	日中においても、危険物取扱所等の施錠は必要と考えられますので、「本件施設における適切な施錠の実施、各施設の巡視などの防犯対策を行うこと」に文章を変更いたします。
66	要求水準書（案）	20	第4章 4-2（1）（ア）(5) ②	水質・汚泥試験に関する業務	前記アとは、前記①のことでしょうか	誤記です。「前記①」に訂正します。
67	要求水準書（案）	21	第4章4-2（ア）（5）⑦	水質・汚泥試験に関する業務	「委託者が自ら実施する試験に協力すること」となっていますが、協力には消耗品等の用意も含まれるのでしょうか。	委託者が自ら実施する試験の消耗品（試薬・試験器具等）については現物補充により応分の負担を委託者が行います。
68	要求水準書（案）	21	第4章4-2（ア）（9）①	修繕に関する業務	「（前略）当初定められた金額内で適切に修繕を実施すること」とあります。物価高騰等の影響により、毎年的一定額を上回る計画修繕費が発生した場合、精算項目として扱われる認識でよろしいでしょうか。	一定額を上回る修繕については、市の負担で実施します。
69	要求水準書（案）	30	第5章 5-3（3）（ア）(2) 1)	業務対象	補残ではなく、保全(特定環境保全公共下水道)と考えます。	誤記です。「特定環境保全公共下水道」に訂正します。
70	要求水準書（案）	32	第6章 6-1（3）（ア）	委託開始に伴う既存施設等の確認	「…施設管理台帳等の情報及び現地において、既存施設等の健全性を確認する…」と記載されています。 施設管理台帳には、健全性（健全度）が定量的に記載されているとの理解でよろしいでしょうか。	施設管理台帳は業務の中で整備する予定のため、委託開始時における健全性は目視等により確認してください。
71	要求水準書（案）	33	第6章 6-2（1）（ア）	契約終了（委託期間満了）に伴う既存施設等の確認	「…委託期間終了日の60日前までに、既存施設等の健全性について確認を行い…」と記載されています。 健全性の確認方法は、受託者の裁量に任せられているとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
72	要求水準書（案）	40	第9章9-1（イ）	運転日誌	「運転管理業務従事者氏名」となっていますが、従事者の押印でもよろしいでしょうか。	問題ございません。
73	要求水準書（案）	45	第10章10-3（1）（ア）①	要求水準未達と判定しない条件	「①流入水量が、現有污水处理能力の1.5倍を上回った場合」と記載されています。 現有施設能力を超えるリスクを受託者に求めるのは不適當と考えます。「現有施設能力を上回った場合」への修正を要望します。	ご指摘の通り修正いたします。
74	要求水準書（案）	45	第10章10-3（1）（ア）⑤	要求水準の未達時の措置	上記のほか、委託者と受注者の協議により、やむを得ない事情としての合意が得られているとありますが、受注者は受託者と読み変えてよろしいでしょうか。	誤記です。「受託者」に訂正します。
75	要求水準書（案）	47	第10章10-3（4）（ウ）	減額の時期	「当該委託年度の翌年度4月に行うものとする」となっていますが、減額は1年間続くということでしょうか。	減額は1回のみです。対象期間分を翌年度4月に一括で減額します。

番号	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	ページ	項番	項目		
76	要求水準書（案）	50	第11章 11-1	基本事項	「災害時への備えとして、災害時に本件施設の非常用発電機燃料（重油、軽油）の調達を優先的に手配、補充するように、地元石油商社と協定を結ぶこと。」と記載されています。 「協定内容」は、受託者の裁量に任せられるとの理解でよろしいでしょうか。 「地元石油商社」とは、市内に本店を有する企業との理解でよろしいでしょうか。 「地元石油商社」以外の企業との同等協定は認められないのでしょうか。	「協定内容」は、受託者の裁量にお任せいたします。 「地元石油商社等」とします。
77	要求水準書（案）	53	第12章 12-5（1）	契約解除に伴う清算方法	「（前略）受託者が設置した設備等の譲渡を委託者が要求した場合において、・・・受託者が設置した設備の譲渡を委託者が要求した場合の清算方法は以下によるものとする。」とありますが、「委託者が要求した場合、受託者がその要求に対し合意した段階で」としていただけないでしょうか。	ご指摘の通り修正いたします。
78	要求水準書（案）	54	第13章 (4)	地元企業への配慮	ここでいう「市内業者」とは、市内に本店を有する企業との理解でよろしいでしょうか。	本店又は支店又は営業所を有する企業を指します。
79	要求水準書（案）別記		別記 2	「松尾別記 2」「川路別記 2」「竜丘別記 2」の数量欄の空白について	「数量」の欄が「空白」になっている箇所が見受けられます。この「空白」部分についてはどのように理解すればよろしいでしょうか。ご教示ください。	確認して明記いたします。
80	要求水準書（案）別記		別記 2	松尾別記 2	直流・無停電－水位計の形式欄に「投げ込み式式」とあります。「投げ込み式」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	誤記です。「投げ込み式」に訂正します。
81	要求水準書（案）別記		別記 3 別記3松尾浄化センター業務説明書	1 保守点検・整備に関する業務（1）機器の調整・交換について	「また、機器及び設備の各種点検によって発見された異常箇所等について、定常状態に復帰させるために行う調整または定められた部品の交換を行うこと。対象機器は（松尾別紙 2）による。」とありますが、松尾別紙 2 がありません。対象機器は松尾別紙 1 に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	松尾別記 2 は、別記 2 施設概要一覧表に内包しておりました。別記 3 業務説明書に紐づく書類となるように、別記の構成を修正します。
82	要求水準書（案）別記		別記 3 松尾浄化センター業務説明書1（1）	機器の調整・交換について	「機器が正常に動作するよう」となっていますが、機器には電気設備も含まれるのでしょうか。	含まれます。
83	要求水準書（案）別記		別記 3 松尾浄化センター業務説明書	法定点検整備及び検査消防用設備等の点検	熱及び煙などの感知器及び消火器の設置数など、消防用設備等の数量について記載がありませんので、ご教示ください。	確認して明記いたします。
84	要求水準書（案）別記		別記 3 別記3松尾浄化センター業務説明書 松尾別紙1	調整・交換の対象機器及び内容	付帯設備照明の項目で蛍光灯の調整交換内容が蛍光管交換になっていますが、今後蛍光灯の製造が中止される事を踏まえるとLEDでもよろしいのでしょうか。	LEDに交換いただいて問題ありません。
85	要求水準書（案）別記		別記 3 松尾浄化センター業務説明書 松尾別紙6	環境整備対象範囲（清掃）の対象面積について	清掃対象場所の面積が表記されていないので、ご教示ください。	明記いたします。
86	要求水準書（案）別記		別記 3 松尾浄化センター業務説明書 松尾別紙11	脱硫塔充填剤の量について	充填剤の量をご教示ください。	提示いたします。
87	要求水準書（案）別記		別記 3 松尾浄化センター業務説明書 松尾別紙13	ユーティリティー、備品及び消耗品等 表 1	表 1 に記載のユーティリティー、備品及び消耗品等の品名毎に、過年度5年程度における年間使用実績又購入量実績をご教示ください。	提示いたします。
88	要求水準書（案）別記		別記 3 川路浄化センター業務説明書	しさの搬出・運搬の再委託について	川路浄化センター業務説明書、1 運転業務（1）水処理設備ア 沈砂池設備に「しさの搬出・運搬」がありますが、受託者は許認可を受けている業者に再委託が可能との認識よろしいでしょうか。ご教示ください。	しさの搬出・運搬について、再委託可能です。ただし事前に本市とご相談ください。
89	要求水準書（案）別記		別記 3 川路浄化センター業務説明書	法定点検整備及び検査消防用設備等の点検	熱及び煙などの感知器及び消火器の設置数など、消防用設備等の数量について記載がありませんので、ご教示ください。	提示いたします。
90	要求水準書（案）別記		別記 3 川路浄化センター業務説明書2（1）	機器の調整・交換について	「機器が正常に動作するよう」となっていますが、機器には電気設備も含まれるのでしょうか。	含まれます。

番号	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	ページ	項番	項目		
91	要求水準書（案）別記		別記3 川路浄化センター業務説明書 川路別紙5	業務実施頻度	（3）業務実施頻度に「測定項目及び頻度は、竜丘別紙5の1のとおり」とありますが、竜丘別紙5の1は「植栽管理等の対象範囲」です。「竜丘別紙5の1」は「川路別紙5の1」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	誤記です。「川路別紙5の1」に訂正します。
92	要求水準書（案）別記		別記3 川路浄化センター業務説明書 川路別紙5の1	「1 敷地境界悪臭物質測定業務」の重複記載について	川路別紙5の1の「1 敷地境界悪臭物質測定業務」の内容は、松尾別紙5の別紙5の1の「1 敷地境界悪臭物質測定業務」の記載内容と同じで重複しています。ここでは、「（1）松尾浄化管理センター」と「2 消化ガス測定業務」は業務対象外との認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご認識の通りです。川路別紙5の1について、松尾に関連する業務内容を削除します。同様に、松尾別紙5 環境計測業務仕様および別紙5の1についても、「松尾別紙5の1」として訂正します。
93	要求水準書（案）別記		別記3 川路浄化センター業務説明書 川路別紙6	環境整備対象範囲（清掃）の対象面積について	清掃対象場所の面積が記載されていないので、ご教示ください。	明記いたします。
94	要求水準書（案）別記		別記3 川路浄化センター業務説明書 川路別紙8	ユーティリティー、備品及び消耗品等	蛍光管等照明器具の項目で蛍光灯がありますが、今後蛍光灯の製造が中止される事を踏まえるとLEDでもよろしいのでしょうか。	LEDに交換いただいて問題ありません。
95	要求水準書（案）別記		別記3 川路浄化センター業務説明書 川路別紙10	ユーティリティー、備品及び消耗品等	ユーティリティー、備品及び消耗品等の品名毎に、過年度3年程度における年間使用実績又購入量実績をご教示ください。	提示いたします。
96	要求水準書（案）別記		別記3 竜丘浄化センター業務説明書2（1）	機器の調整・交換について	「機器が正常に動作するよう」となっていますが、機器には電気設備も含まれるのでしょうか。	含まれます。
97	要求水準書（案）別記		別記3 竜丘浄化センター業務説明書 竜丘別紙3	法定点検及び自主点検 消防用設備等の点検	熱及び煙などの感知器及び消火器の設置数など、消防用設備等の数量について記載がありませんので、ご教示ください。	提示いたします。
98	要求水準書（案）別記		別記3 竜丘浄化センター業務説明書 竜丘別紙4	水質・汚泥試験業務仕様	「1. 水質・汚泥試験業務（3）業務実施頻度」に「各施設の測定項目及び頻度は別紙4の1のとおり」とありますが、別紙4の1が見当たりません。ご提示ください。	提示いたします。
99	要求水準書（案）別記		別記3 竜丘浄化センター業務説明書 竜丘別紙5	環境整備対象範囲（清掃）の対象面積について	清掃対象場所の面積が記載されていないので、ご教示ください。	明記いたします。
100	要求水準書（案）別記		別記3 竜丘浄化センター業務説明書 竜丘別紙8	ユーティリティー、備品及び消耗品等	ユーティリティー、備品及び消耗品等の品名毎に、過年度5年程度における年間使用実績又購入量実績をご教示ください。	提示いたします。
101	要求水準書（案）別記		別記3 竜丘浄化センター業務説明書 竜丘別紙8	ユーティリティー、備品及び消耗品等	蛍光管等照明器具の項目で蛍光灯がありますが、今後蛍光灯の製造が中止される事を踏まえるとLEDでもよろしいのでしょうか。	LEDに交換いただいて問題ありません。
102	要求水準書（案）別記		別記3 和田浄化センター業務説明書2（1）	機器の調整・交換について	「機器が正常に動作するよう」となっていますが、機器には電気設備も含まれるのでしょうか。	含まれます。
103	要求水準書（案）別記		別記3 和田浄化センター業務説明書 和田別紙2	法定点検及び自主点検 消防用設備等の点検	熱及び煙などの感知器及び消火器の設置数など、消防用設備等の数量について記載がありませんので、ご教示ください。	提示いたします。
104	要求水準書（案）別記		別記3 和田浄化センター業務説明書 和田別紙4	環境整備対象範囲の対象面積について	床面清掃対象場所の面積が記載されていないので、ご教示ください。	明記いたします。
105	要求水準書（案）別記		別記3 和田浄化センター業務説明書 和田別紙6	ユーティリティー、備品及び消耗品等	ユーティリティー、備品及び消耗品等の品名毎に、過年度5年程度における年間使用実績又購入量実績をご教示ください。	提示いたします。

質問箇所						質問内容	回答
番号	書類名	ページ	項番	項目			
107	要求水準書（案）別記		別記5 （案）	リスク分担	第三者賠償リスク	「受託者の委託範囲において、業務実施段階における浸水・騒音・振動・悪臭等による場合」とありますが、「受託者の委託範囲」は「受託者の業務範囲」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	誤記です。「業務範囲」に訂正します。
108	要求水準書（案）別記		別記5 （案）	リスク分担	物価・金利変動リスク 人件費の変動及び薬品費の変動	「委託費積算時の採用単価から一定割合を超える公共工事設計労務単価（電工）の変動…」と記載されています。 「委託費積算時」とは、令和7年4月との理解でよろしいでしょうか。 「一定割合」では不明瞭なため、要求水準書若しくは契約書に具体的な割合（±1.5%、±5%など）を表記して戴くことを希望します。	令和7年度の電工単価を想定しています。一定割合については、令和7年度単価から±1.5%の増減があった場合の清算を想定しており、記載内容を修正します。
109	要求水準書（案）別記		別記5 （案）	リスク分担	流入水量の変動リスク	「現有施設能力の1.5倍以内の流入水量変動」と記載されています。 「現有施設能力の1.5倍」とした根拠について、ご教示ください。 また、現有施設能力を超えるリスクを受託者に求めるのは不適當と考えます。「現有施設能力以内」への修正を要望します。	現有処理能力以上に修正します。
110	要求水準書（案）別記		別記5 （案）	リスク分担	流入水質の変動リスク	「過年度の実績等から合理的に判断できる範囲内…」と記載されています。 「過年度の実績等」とは、別記4に示されている、流入水質、過去5か年の実績との理解でよろしいでしょうか。 「合理的に判断できる範囲内」について定量的な指標をお示しください。	設計水質・水量を上回る場合は、委託者のリスク負担となるように記載内容を修正します。ただし、受託者においても水質確保等の運転管理における努力義務を求めます。
111	要求水準書（案）別記		別記5 （案）	リスク分担	流入水量の変動リスク	流入水量が現有施設能力の1.5倍を超える場合、受託者の運転維持管理に係る費用が増加した場合は、貴市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	薬品使用量の増減についても、清算対象とするように記載を修正します。
112	要求水準書（案）別記		別記5 （案）	リスク分担	流入水質の変動リスク	「過年度の実績等から合理的に判断できる範囲を超えた流入水質の変動」は協議となっていますが、この協議には流入水質の変動に伴う受託者の運転維持管理費用の増加に対する措置も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	各浄化センターの現有施設能力を基準としますが、委託者と受託者で協議を行い検討します。 （変動については、薬品使用量の増減を清算すると考えています）
113	8/7説明会資料	3				本委託は10年間で対象と理解。それから先のビジョンを教えてください	今回は処理場を対象としておりますが、管路についても10年後のあり方について検討が必要という認識です。管路は包括委託の経験がなく、これまで個別発注で取組んでいるため、仕様発注から事業範囲設定して将来的に3.5に移行できるような段階的準備を進めたいと考えています。 ただ、実施型・支援型の選択や管路・処理場一体化の是非については、事業者との対話も踏まえてこれから検討して行きたいと考えております。10年先のビジョンはまだ見えておりませんが、公共特環の処理場はこのまま引き継ぐ形で検討する想定しています。
114	8/7説明会資料	18				要求水準未達にも濃淡があり、すべてがペナルティの対象にはならないのではないかと（報告書提出遅延等）。考え方を教えてください。	要求水準書に定義されていないものはこれから判断基準を整理します。11月に見積様式についても提示予定であり、各項目において、該当する部分は減額対象となりうると考えています。
115	8/7説明会資料	13				リスク分担表はすでに公募資料等で公表されているが、リスク分担についても協議の上契約書作成としてほしい。	リスク分担は、公募資料において公表されているリスク分担表を基本とします。
116	8/7説明会資料	18				水処理は月次平均値をモニタリングする一方で、汚泥処理は年間平均値をモニタリングとなっているため、要求水準未達の際の改善計画の考え方はどのように考えたらよいのか。	汚泥含水率及び直近1年間（1年未満の場合は直近までの通算）の平均値について、月報でモニタリングすることを想定しています。直近1年間の汚泥含水率の年間平均値が要求水準未達となった場合は、次月の汚泥含水率測定値を以て、年間平均値が要求水準を達成できるように、改善措置を講ずることを求めます。
117	8/7説明会資料	9				要求水準書では（統括管理責任者等）従事者の変更不可としている。一方でビジョンでは人材育成を求めている。人材のローテーションができなければ育成は難しく、この2つは相反する要件であるため、整合させてほしい。	人材育成も視野に、同等のスキル・資格を持っていれば責任者の変更可とします。ただし、責任者の変更は本市と協議の上とします。
118	8/7説明会資料	14				契約時令和7年度単価を基準としているが、委託開始は令和9年度であることを考慮し契約時は令和8年度単価を基準としてほしい。	一定割合として±1.5%を想定しており、記載内容を修正します。なお、人件費は令和7年度の電工単価、薬品費は委託者が取得した令和8年度の予定単価での契約を想定しています。 契約時は上記単価としますが、年度末時点で上記単価から±1.5%の単価変動があった場合には、次年度4月の委託料支払いにおいて清算とします。

番号	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	ページ	項番	項目		
119	8/7説明会資料	18			「流入水量の 1.5 倍以内」等の基準を守れなければペナルティ、というのは厳しい。通常の技術力の範囲内で無理なく達成できるのか、というのは勘案してほしい。要求水準のあり方を決めるのに重要な要素だと考える。	各浄化センターの現有施設能力を基準とするよう、記載内容を修正します。
120	8/7説明会資料	9			ビジョンについて、受注者/委託者の立場の重みが異なり、その点勘案してほしい。対話させてほしい。	ビジョン中の<Basic>は飯田市下水道事業として最低限するべきこととして要求水準に織り込まれています。<Top>は、受託者に対しできる限りの努力と本市との連携をいただきたいものです。事業遂行にあたり対話することは問題ありません。
121	8/7説明会資料	7			更新計画は要求水準にも影響があるため、どう影響するか教えてほしい。	再構築計画（＝更新計画）では人口減少を踏まえた処理能力の調整や水量変動、耐震性、新技術等を考慮し、今年度中に策定しようとしています。委託業務に影響がある場合は、適宜検討します。
123	8/7説明会資料	14			人件費は電工単価を基準にしているが、業務によって人件費は異なり、例えば計画策定は単価が異なると想定する。	計画策定業務は電工単価以外の基準単価を検討します。また基準単価超過分は協議の上清算とします。使用単価と清算方法は 11 月に公募資料等にて公表します。
124	8/7説明会資料	18			減額は翌年度調整となっているが、最終年度に発生した場合、どうなるか。	最終年度に発生した場合、当該年度 3 月に清算とします。
125	公募型プロポーザル実施要領（案）	8	第4章 4.2 表1	スケジュール	表 1 と P16～20 に記載されているスケジュールに齟齬があり整合が取れません。どちらが正しいスケジュールかご教示お願いします。	双方の整合がとれるよう、表1及び P16～20 を修正しましたので、改めてご確認ください。
126	公募型プロポーザル実施要領（案）	20	7.9	競争的対話の実施	公募型プロポーザル実施要領公表が令和7年 11 月となっていますが、その際に契約書（案）も示されるのでしょうかご教示お願いします。	ご認識の通りです。契約書（案）、基本協定書（案）を 11 月に公表します。
127	公募型プロポーザル実施要領（案）	27	第10章	参考見積書に関する条件	見積書の提出は、技術提案書と一緒に提出でよろしいでしょうかご教示お願いします。	ご認識の通りです。 11 月の公募資料等公表時に見積様式を公表しますので、提案書提出時に見積のご提出をお願いします。
128	要求水準書（案）	5	第1章 1-3 （4）（イ）	実施体制	「各構成員の本委託における役割分担を明確にする」と記載ありますが、運転管理業務に関しては甲型JVのため詳細に業務分けをできません。 運転管理業務に関してはどのような表記をしたら宜しいでしょうかご教示をお願いします。	統括管理責任者および副統括責任者、運転管理統括責任者及び運転管理副統括責任者、管理技術者および照査技術者について、所属企業及びその責任分担の明記を求めます。
129	要求水準書（案）	10	1 - 5 技術者及び有資格者等の配置（2）（ウ） 1	電気主任技術者	「電気主任技術者を本委託に専任で配置し常駐させなければならない」と記載ありますが、電気主任技術者を再委託した場合は常駐させる必要がないとの解釈でよろしいでしょうかご教示をお願いします。	以下の整理とすることを検討していますが、詳細は令和7年 11 月に公表する公募資料等にて記載します。 電気主任技術者を自社社員とする場合は、選任（本委託以外の対象施設以外の兼務も可能）とする。電気主任技術者を再委託する場合は、専任（本委託に専属で対応）とする。なお、選任・専任いずれの場合でも、緊急時には松尾浄化管理センターに概ね 60 分以内に出勤可能であることを条件として求める。
130	要求水準書（案）	14	2-6 年間修繕計画書（1）（ア）	年間修繕計画書 記載事項	「当該委託年度に定期修繕を実施する」と記載ありますが、松尾浄化管理センター業務説明書 5 に記載されている7業務との解釈でよろしいでしょうかご教示をお願いします。	松尾浄化管理センター業務説明書5の7業務は、定期修繕に該当しない整備業務です。定期修繕については、受託者が計画を策定して行うものとします。
131	要求水準書（案）	18	第4章 4-2 （1）（ア）（1）⑤	運転管理業務に関する要求水準 ポンプ施設等	「ポンプ施設等の性能を十分に理解し・・・下流部に過負荷を生じないよう・・・」と記載ありますが、管路施設は含まれていないと理解しています。この様な解釈でよろしいでしょうかご教示をお願いします。	ご認識のとおりです。 管路施設は本委託の対象外です。本項目の文章は、主ポンプを意図して記載したものです。
132	要求水準書（案）	23	表 4-1	水処理運転における放流水の要求水準	民間事業者の創意工夫およびノウハウの活用するにあたり、松尾浄化管理センター、川路浄化センター、竜丘浄化センター、和田浄化センターの大腸菌数の要求水準値（月間平均値）を緩和することは可能でしょうかご教示をお願いします。	これまでの実績を踏まえ設定した数値になりますので現状でご理解いただきたいと思いますと考えます。ただし、提案頂く創意工夫およびノウハウにより協議・検討いたします。
133	要求水準書（案）別記		松尾別紙 7	脱臭設備活性炭交換工事仕様（水処理施設）	活性炭数量の変更が可能かご教示をお願いします。	仕様書にて変更します。
134	要求水準書（案）別記		松尾別紙 9	脱水ケーキ移送ポンプ整備工事仕様	【2号炉用】ステーター取替工事 5 回、ローター交換工事 3 回 【搬出用】ステーター取替工事 5 回、ローター交換工事 2 回 と記載ありますが、別にステーター、ローターについては年に 1 回新品に交換することと記載があり整合が取れません。 どちらが正しい記載かご教示のほどよろしくお願いいたします。	仕様書にて変更します。
135	要求水準書（案）別記		松尾別紙 13	非常用発電機整備工事仕様	非常用発電機整備工事仕様書の詳細について、ご教示をお願いします。	詳細についてお示しいたします。

番号	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	ページ	項番	項目		
136	要求水準書（案）別記		別記4 過去5か年処理実績 2 川路浄化センター	過去5か年処理実績 川路浄化センター（流入・処理水量）	年間総流入水量 令和5年度250,333m3/年、令和6年度246,782m3/年 日平均処理水量 令和5年度732m3/日、令和6年度750m3/日 について、別記2に記載されている現有能力（650m3/日）を超過しています。 過去実績で現有能力の超過が発生していますが、今後も同様に現有能力を超過した場合、未達判定の条件から除外となる認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし水質確保等の努力義務は生じるものと想定しています。
137	要求水準書（案）別記		別記4 過去5か年処理実績 2 川路浄化センター	過去5か年処理実績 川路浄化センター（BOD・SS）	【流入水質BOD】 令和2年度531、令和3年度775、令和4年度706、令和5年度447、令和6年度505 が、別記2に記載されている基準値220を超過しています。 【流入水質SS】 令和2年度247 が、別記2に記載されている基準値180を超過しています。 過去実績で基準値の超過が発生していますが、今後も同様に基準値を超過した場合、未達判定の条件から除外となる認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし水質確保等の努力義務は生じるものと想定しています。